

第4回定例会報告

平成28年第4回阿蘇市議会定例会が、12月2日から15日までの14日間開催されました。

専決処分の報告3件、条例審議5件、補正予算9件、その他3件が審議され、審議の結果、議案等20件は可決等となりました。

平成28年度12月補正予算（主なもの）

一般会計補正予算

**33億5,398万円を可決
予算総額315億4,175万円**

※（ ）は補正後の総事業費

民生費

- 保育所等施設整備補助金（宮地保育園） ······ 2,843万円（1億9,295万円）
- 災害弔慰金 ······ 4,750万円（5,500万円）

衛生費

- 損壊家屋解体、撤去委託料（家屋解体） ······ 4億4,873万円（11億4,873万円）

農林水産業費

- 震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金 ··· 22億8,450万円（35億3,595万円）

土木費

- 降灰除去業務委託料 ······ 646万円（同額）

教育費

- 階段昇降機設置工事（阿蘇小、内牧小） ······ 1,010万円（同額）

災害復旧費

- 阿蘇西小学校校舎等災害復旧工事 ··· 3億5,000万円（同額）
- 農村公園あぴか災害復旧工事 ··· 3億5,667万円（4億4,823万円）



農村公園あぴか陸上競技場

第4回定例会議案一覧及び結果

議案等番号	付 議 事 件 名	議決結果
報告第 12 号	専決処分の報告について	報告
報告第 13 号	専決処分の報告について	報告
議案第 94 号	阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 95 号	阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第 96 号	阿蘇市ユースホステル条例の廃止について	原案可決
議案第 97 号	阿蘇市体育館等条例の一部改正について	原案可決
議案第 98 号	阿蘇市文化財保護条例の一部改正について	原案可決
議案第 99 号	平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第 100 号	平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 101 号	平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 102 号	平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 103 号	平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 104 号	平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第 105 号	平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について	原案可決
議案第 106 号	平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
議案第 107 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決

以上、議案16件（報告2件、条例5件、予算8件、その他1件）

◎追加議案等

議案等番号	付 議 事 件 名	議決結果
報告第 14 号	専決処分の報告について	報告
議案第 108 号	平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
陳情第 1 号	農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について	趣旨採択
発委第 3 号	地方議會議員の厚生年金への加入を求める意見書	原案可決

以上、議案等4件（報告1件、予算1件、その他2件）

議案等の賛否表 (賛否が分かれた議案等の結果)

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
氏名	立石昭夫	竹原一	岩下礼治	谷崎浩	園田利浩	菅敏文	市原正徳	森嶋秀雄	河原徳也	大倉幸雄	湯浅正司	田中弘也	五島義也	高宮行	古澤行	古國義	阿南藏	古木孝宏	田中則次	井手明廣	藏原博敏
議案	議案第 99 号																				
陳情第 1号	採択		○	○	○			○			○						○		○	○	議
	趣旨採択※	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
発委第 3 号		○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議

※「趣旨採択」…請願（陳情）に対する議会の意思決定は、「採択」か「不採択」の2種類しかないが、議会としては、請願（陳情）の願意については十分に理解できるが、当分の間は願意を実現することが不可能であると思われる場合に採られる決定の方法をいいます。

『政務活動費』について

先般、議会事務局に「全国で議員の政務活動費が問題視されていますが、阿蘇市議会の議員には政務活動費はいくら支給されていますか?」との問い合わせがありましたので、この機会をお借りしまして、お知らせします。

◆政務活動費とは

『地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究、その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会の会派や議員に対して交付できる金銭的給付のことをいう。調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費等に使える。』と自治法にて定められています。

◆阿蘇市議会の議員には

阿蘇市議会では、現在、政務活動費の支給はありません。